

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金

6月22日～8月31日まで

名古屋市独自の給付金です。1事業所あたり十万円。県緊急事態措置で位置づけられた「基本的に休止を要請しない施設」において、新型コロナウイルスの高い感染力リスクを負って、個人事業者と対面して商品・サービスを提供する事業を継続している中小企業が対象。

要件①対象施設の一覧に該当する施設・店舗で事業を継続している方。ただし、市内で自らが所有または賃借している施設において、個人消費者と対面して商品・サービスを提供して提供していること。②令和2年4月10日から5月14日までの期間、市内の対象施設で事業を継続している方 ③令和2年4月10日から5月14日までの期間、市内の対象施設で事業を継続している方 ④愛知県・名古屋市協力金（五十万）、理美容休業協力金（二十万）、理美容事業継続応援金（十万）のいずれも受け取らない方 ⑤中小企業者（個人事業含む）及び社会福祉法人その他法人 ⑥申請日及び交付日において廃業・倒産していない方

*接骨院、鍼灸・マッサージ、本屋、家電販売業、花屋、喫茶店、和菓子・洋菓子店、物流サービス、法律事務所、不動産仲介業、クリーニング店など幅広い業種が対象になります。市ホームページ申請サイトからネット申請もできます。郵送で申請する場合、申請書をホームページからダウンロードします。パンフレットが民商事務所

に少しありますので、必要の方はご連絡ください。

事業継続にご協力いただいている中小企業等の皆さまへ

「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」のお知らせ

申請期間 令和2年6月22日(月)から令和2年8月31日(月)まで
申請日消通

交付額 10万円(1事業者あたり)
※対象事業所・店舗が複数ある場合は1事業者あたり10万円です。

交付要件

①対象施設の一覧に該当する市内の対象施設・店舗で事業を継続している方
ただし、市内で自らが所有または賃借している施設において、個人消費者と対面して商品・サービスを提供している方に限ります。

【対象施設】
対象施設は掲載の通りです。
②対象施設が休業期間である場合は、もともと営業時間が午前6時から午後8時までである施設とします。また、ライブアウトのみの施設は対象外となります。

③令和2年4月10日時点で申請してあり、事業期間が確認できる方
④令和2年4月10日から5月14日までの期間、市内の対象施設で事業を継続している方
⑤「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金(50万円)」、「ナゴヤ新型コロナウイルス対策協力金(50万円)」、「名古屋理美容事業継続協力金(50万円)」及び「名古屋理美容事業継続応援金(10万円)」のいずれも受け取らない方
⑥中小企業者(個人事業含む)及び社会福祉法人等その他法人であること
⑦社会福祉法人等その他法人については併用利用を希望する事業者の数が30人以下であること
⑧交付申請書及び交付決定書において、申請・受理していること

リーフレットに記載している内容は制度の概要です。
詳細はウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイトはこちら

052-228-7007 午前9時00分～午後5時
(土日祝日を含む)



山田支部役員会はコマダで開催

6月19日(金)午後7時から、山田支部役員会を開き7人が参加しました。コロナウイルス感染防止のため、5月はお休みしましたが、徐々に開催。

加納支部長の挨拶のあと、前田香代子さんが進行し、会計の林さんからは1年間の支部の収支報告がされました。

「コロナの影響で展示会ができない。新しい商売のやり方を模索している」「影響ないと思っていたが、マンションの立ち入りができない現場があった」「見積りを出してもなかなか決まらない」など各自の状況を出し合いました。話す際には、

マスクをして感染防止にも気をつけました。来月も、コマダ(中小田井店)で開催します。



予定納税の減額申請書…7/1～15

2019年分確定申告で、所得税額が15万円以上だった方には、予定納税の通知書が届いています。第1期分の納付期限は7月31日ですが、6月30日時点の申告見積額が昨年の基準に満たないと見込まれる(大幅な売上減が見込まれる)場合には、予定納税の減額申請書を提出することで、納税額を下げることができます。納税猶予、換価の猶予についても相談してください。



源泉所得税半期分(1-6月)の納付期限は7/10

源泉所得税の納期の特例を適用している方は、1月から6月までの納付期限は7月10日です。

ウっかり忘れてしまうと不納付加算税や延滞税の対象になりますのでご注意ください。

事務所での相談は、7月7日、8日の午前10時～午後4時までの間で予約制で行いますので、事前にご